

平成29年度

久慈市健全化判断比率等の審査意見書

久慈市監査委員

監 査 第 33 号

平成30年 8 月10日

久慈市長 遠 藤 譲 一 様

久 慈 市 監 査 委 員 石 渡 高 雄

久 慈 市 監 査 委 員 大 沢 俊 光

平成 29 年度久慈市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 29 年度久慈市健全化判断比率等を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

平成 29 年度久慈市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 8 月 3 日から平成 30 年 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

- 1 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 2 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要と認められる審査手続きによって審査した。

第 4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第 5 審査意見

1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 28 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.11
連結実質赤字比率	—	—	18.11
実質公債費比率	13.9	13.9	25.0
将来負担比率	120.1	132.9	350.0

- (1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないことから、数値は算定されないものである。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないことから算定されないものである。
- (3) 実質公債費比率は、平成 29 年度は 13.9%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、11.1 ポイント下回っている。また、平成 28 年度と同率となっている。
- (4) 将来負担比率は、平成 29 年度は 120.1%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、229.9 ポイント下回っている。また、平成 28 年度と比較すると 12.8 ポイント下回っている。

2 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 29 年度久慈市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 8 月 3 日から平成 30 年 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

- 1 審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 2 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要と認められる審査手続きによって審査した。

第 4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第 5 審査意見

- 1 資金不足比率の状況

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
魚 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
漁業集落排水事業特別会計	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	

魚市場事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計は、いずれも資金不足額がないことから資金不足比率は算定されないものである。

- 2 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。